消費者契約法４１条１項に基づく事前請求書

２０２５年１１月１７日

翠宝商事株式会社　御中

〒７００―００２６　岡山市北区奉還町１－７－７　オルガ５階
適格消費者団体特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長　河田　英正
ＴＥＬ：０８６－２３０－１３１６
ＦＡＸ：０８６－２３０－６８８０
ＨＰ：https://okayama-con.net/

前略

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、２００７年6月６日に設立されたＮＰＯ法人です。２０１５年１２月８日には、内閣総理大臣より消費者契約法１３条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください。）。

さて、当法人は、貴社に対し、２０２３年7月１９日付「消費者契約法１２条の４に基づく説明の要請書」を送付し、貴社からは、同年９月８日付ＦＡＸ連絡書によりご回答を頂きました。もっとも、同回答は、消費者契約法１２条の４第１項に定められている算定根拠の説明としては不十分なものと思料されたため、当法人は、２０２４年1月１１日付「ご連絡」により、改めて、貴社に対し、同条に基づく説明の補充を要請いたしました。しかしながら、その後、貴社からは、同年５月３１日付ＦＡＸ連絡書により、回答については慎重に検討する旨及び申込金についてはキャンセル料に充当する方向で約款変更を検討している旨のご回答を頂いたものの、以後、現在に至るまで、当法人による説明の要請に対応していただけないままの状態となっています。

そのため、当法人において、以上の経過も考慮しつつ、貴社が消費者との間で挙式、披露宴等の利用に関する契約を締結する際に用いている「挙式・披露宴約款」の内容を改めて検討しました結果、同約款には消費者契約法９条１項１号により無効となる条項が含まれているとの結論に至りましたので、当法人は、貴社に対し、消費者契約法４１条１項の請求として本書面を送付いたします（なお、別途、特定記録郵便により本書面と同内容の文書を発送させていただきます。）。

これにより、本書面が到達したときから１週間を経過した後には、当法人は、貴社に対し、消費者契約法１

２条の規定に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。
なお、本書の内容及び回答の有無・内容等、以後の経過につきましては、当法人において公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

（訴えを提起する予定の裁判所）岡山地方裁判所

第１　請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

１　貴社は、消費者との間で、挙式、披露宴等の利用に関する契約を締結するに際し、別紙記載の契約条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行わない。

２　貴社は、前項記載の条項が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を破棄する。

３　貴社は、その従業員らに対し、第１項記載の条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行うための事務を一切行わないよう通知する。

第２　紛争の要点

１　貴社の約款における解約料の定めの内容について

貴社が、消費者との間で、挙式、披露宴等の利用に関する契約を締結する際に用いている「挙式・披露宴約款」（２０１９年３月１日現在のもの。以下、「本件約款」といいます。）第５条には、消費者による解約の場合に、以下の解約料が定められています（以下、「本件解約料条項」といいます。）。

Ⅰ	申込後～１８０日前	申込金全額※　＋実費 ※　本件約款２条によれば、１０万円
Ⅱ	１７９日～１５０日前	見積額　１０％＋実費
Ⅲ	１４９日～１２０日前	見積額　２０％＋実費
Ⅳ	１１９日～　９０日前	見積額　３０％＋実費
Ⅴ	８９日～　６０日前	見積額　４０％＋実費
Ⅵ	５９日～　３０日前	見積額　５０％＋実費
Ⅶ	２９日～　１５日前	見積額　６０％＋実費
Ⅷ	１４日～　１０日前	見積額　７０％＋実費
Ⅸ	９日～　前日	見積額　８０％＋実費
Ⅹ	当日	見積額１００％＋実費

２　本件解約料条項が消費者契約法９条１項１号により無効であること

（１）消費者契約法９条１項１号は、消費者契約の条項のうち、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の

事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」について、　「当該超える部分」は無効とする旨を定めています。

（２）ここで、貴社もその会員となっている公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（以下、「日本ブライダル文化振興協会」といいます。）が公開している「挙式・披露宴会場における改訂モデル約款」（以下、「本件モデル約款」といいます。）第６条には、本件解約料条項と同様に、消費者による解約の場合の解約料について規定されているところ、その内容は以下のとおりです（一部表現を修正しています。）。

①	３６５日前まで	申込金２５％または３万円のいずれか低い額
②	３６４日前以降１８０日前まで	申込金５０％＋実費
③	１７９日前以降１５０日前まで	申込金全額＋実費
④	１４９日前以降１２０日前まで	見積額（実費除く）　２０％＋実費
⑤	１１９日前以降　９０日前まで	見積額（実費除く）　２５％＋実費
⑥	８９日前以降　６０日前まで	見積額（実費除く）　３０％＋実費
⑦	５９日前以降　３０日前まで	見積額（実費除く）　３５％＋実費
⑧	２９日前以降　１０日前まで	見積額（実費除く）　４０％＋実費
⑨	９日前以降　　前日まで	見積額（実費除く）　４５％＋実費
⑩	挙式・披露宴当日	見積額（実費除く）１００％＋実費

（３）そして、本件解約料条項と本件モデル約款第６条とを比較すると、本件解約料条項における解約料は、Ⅲ（１４９日～１２０日前まで）及びX（当日）を除き、いずれも本件モデル約款第６条に定める解約料の金額を上回っているものと考えられます。

なお、消費者契約法９条１項１号にいう「平均的な損害の額」とは、あくまで当該事業者に生じる損害を基準として判断されるべきものですが、本件モデル約款第６条に定める解約料は、日本ブライダル文化振興協会が２０２１年２月に実施したアンケート結果に基づき、平均的な損害額により算出した金額とされていることからすると、当該解約料の金額は、ブライダル事業者における一般的な水準を示すものとして、同種の事業を営む個々の事業者に生ずべき平均的な損害の額を推知するものとしても、十分に合理性・汎用性のある金額であると考えられます。そして、その上で、本書冒頭において記載したとおり、貴社からは、当法人による要請にもかかわらず、本件解約料条項の具体的な算定根拠のご説明を頂けていないことも考慮すると、当法人としましては、本件解約料条項については、消費者契約法９条１項１号に定める「平均的な損害の額」を超える部分があると判断せざるを得ません。

第３　結語

したがいまして、当法人は本書面により、貴社に対し、消費者契約法１２条３項の規定に基づき、請求の要旨記載のとおり請求します。

以上

（別紙）

第５条　お客様による解約について

お申し込み後ご婚礼の解約をされる場合には、下記の解約料を頂戴いたします。解約はお客様双方が署名・捺印された「解約申込書」の受取りにより正式に受領とさせていただきます。解約料は解約のご決定後７日以内にお支払いください。

Ⅰ	申込後～１８０日前	申込金全額	＋実費
Ⅱ	１７９日～１５０日前	見積額	１０％＋実費
Ⅲ	１４９日～１２０日前	見積額	２０％＋実費
Ⅳ	１１９日～　９０日前	見積額	３０％＋実費
Ⅴ	８９日～　６０日前	見積額	４０％＋実費
Ⅵ	５９日～　３０日前	見積額	５０％＋実費
Ⅶ	２９日～　１５日前	見積額	６０％＋実費
Ⅷ	１４日～　１０日前	見積額	７０％＋実費
Ⅸ	９日～　前日	見積額	８０％＋実費
Ⅹ	当日	見積額	１００％＋実費